

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 1 月 26 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「女性福祉相談及び児童虐待・DV 対策事業における法律相談において、相談実績がないにもかかわらず、違法に相談料金を支出」したと述べています。

さらに、請求人は、「こどもの権利擁護課が、18 区分全部について、弁護士と契約して、該当課が確保した予算から支出を毎月行っている」とし、「令和 7 年 2 月及び 3 月は、18 区こども家庭支援課から、弁護士への発注をしておらず、」「さりながら、こどもの権利擁護課は、支出命令書を発行し、令和 7 年 2 月及び 3 月分の各月 140,000 円合計 280,000 円の支出を命令した」ことが、「違法に公金の支出を行った」ことであると主張しています。請求人の主張の前提は、本件法律相談の相談料が相談実績に応じて支出されなければならないことにあり、その理由は、「予算執行伺を見分すると」「弁護士 1 人当たり 1 時間 1 万円」「1 回相談時間は 15 分として 2,500 円/回。月に 18 区それぞれで 14 回として算出して、最大で毎月 35,000 円の支出である。18 区を 4 人の弁護士に分担させており、4 人全員で毎月最大総額 140,000 円と設計されている」ことにあります。

（裏面あり）

しかし、添付されている事実証明書（執行何の抜粋）において、「最大」という文字を確認することができない一方、「月額」という文字を確認することができるから、本件法律相談の相談料は、市と弁護士との間の契約において、相談実績という履行数量に応じて支払うものではなく、1か月という期間ごとに定額を支払うものであると解することができるため、請求人が、相談実績に応じない相談料の支出が違法又は不当になる理由を摘示していると認められません。

したがって、本件請求において、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を適示していると認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。